

東北電原運第42号  
令和2年3月25日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
原田 宏 哉

女川原子力発電所第1号機第20保全サイクル  
定期安全管理審査申請書の取り下げについて

平成23年8月8日付け東北電原運第55号により申請（平成23年10月7日付け東北電原運第70号，平成26年7月9日付け東北電原運第15号，平成26年7月31日付け東北電原運第19号，平成26年9月4日付け東北電原運第26号，平成27年6月1日付け東北電原運第9号，平成27年7月24日付け東北電原運第22号，平成31年3月20日付け東北電原運第44号，令和元年7月30日付け東北電原運第16号で申請書の記載内容変更）しました女川原子力発電所第1号機第20保全サイクル定期安全管理審査申請につきましては，以下の理由により取り下げることと致します。

女川原子力発電所第1号機については，令和元年7月29日付け東北電原運第15号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づく発電用原子炉廃止措置計画認可申請（令和2年2月25日付け東北電原運第31号をもって一部補正）を原子力規制委員会殿に対して行い，令和2年3月18日に認可されました。

これに伴い，定期事業者検査が終了となり定期安全管理審査を受ける必要がなくなることから，前記定期安全管理審査申請について取り下げることと致しますのでよろしくお取り計らい願います。